

## 日本看護歴史学会誌投稿規程

### I. 機関誌の名称

機関誌の名称は「日本看護歴史学会誌」とする。  
本誌は日本看護歴史学会の機関誌であり、原則として年1回発行する。  
本誌は日本看護歴史学会学術集会記録、看護歴史に関する研究論文、報告、資料等を掲載する。

### II. 投稿者の資格

投稿は、著者および共著者を含めて日本看護歴史学会会員に限る。但し、編集委員会により依頼した場合はこの限りではない。

### III. 原稿の種類

原稿の種類は、論壇、総説、原著、報告、資料、その他であり、投稿時にその何れであるかを著者が明記する。  
投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）に既に発表あるいは投稿されていないものに限る。

### IV. 原稿執筆要領

1. 原稿は2万字以内（横書き）とする。字詰め、行数は問わないが、必ずワープロ原稿とする。
2. 図、表および写真等は、それぞれに番号を付し本文中の該当部分の欄外に挿入箇所を指定する。  
なお、図、表、写真ともに1枚400字として換算すること。
3. 文中の年号の表記は、原則として西暦（元号）とする。
4. 論文には必ず400字から800字の要約を添付し、3～5語のキーワードを記載する。
5. 原稿には表紙を付し、希望する原稿の種類、表題、英文表題、著者名（ローマ字も）、著者全員の会員番号、所属機関名、連絡先、本文・図表等の枚数を明記する。
6. 投稿原稿の提出部数は3部とする（内訳は正本1部、副本2部）。副本2部については、氏名、所属、謝辞を取り外し、著者を特定する事項を隠すための処理を行う。
7. 文献番号は引用順にして、本文中に引用箇所へ肩番号を付けて記載する。
8. 個人を対象とする研究等では、倫理的に配慮し、その旨を本文中に明記する。

### V. 原稿の受付ならびに採否

1. 投稿原稿は編集委員会所在地に郵送するものとし、原稿の受付は2019年までは9月1日とし、締め切りは、9月末日とする。なお、2020年からは原稿の受付は6月1日とし、締め切りは6月末日とする。
2. 論文の採否決定は次の通りとする。
  - 1) 原稿の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
  - 2) 編集委員会による採否決定の過程
    - (1) 査読者2名の選出
    - (2) 編集委員長名で査読者へ査読依頼
    - (3) 査読者からの査読結果報告
      - A このままで掲載可  
論文種別（総説、原著、研究報告、資料、その他）
      - B 著者修正後掲載可  
（再査読 要・不要）
      - C 不採用
        - 1) 内容が本学会分野外と考えられる
        - 2) 論文の記述、構成等に不明確なところが多く、内容把握が困難なため、改めてご投稿下さい。
        - 3) その他
    - (4) 査読者からの査読結果を編集委員会で検討する。
    - (5) 査読の結果、著者に承認を得たうえで、論文の種別を変更することがある。
    - (6) 編集委員会の結果を著者へ通知する。
    - (7) 査読結果報告で、B・Cの結果を受けた著者は、
      - ① 了解し、期限内に修正原稿と査読者への回答文を提出
      - ② 了解し、投稿取り下げ  
のいずれかを回答する。
    - (8) 不採用の理由について疑義がある場合は、編集委員長宛に文書により異議申し立てすることができる。
  3. 原稿の校正  
校正は、初稿のみ著者が行う。2校以降は、著者校正に基づいて編集委員会が行う。

### VI. 著者が負担すべき費用

1. 別刷り 実費
2. 図、表、写真、引用資料等で印刷上、通常の印刷費を超える場合はその差額等
3. 著者からの希望があり編集委員会が認めた範囲において、規定された字数（IV-1, 2 参照）を超えての原稿を受理する。この場合、規定を超えた印刷に係る経費は著者の負担とする。

### VII. 著作権

掲載された原稿の著作権（印刷複製等の複製権、翻訳権、インターネット等による公衆送信権等）は日本看護歴史学会に帰属する。他者の著作権に帰属する資料を引用する時は、著者がその許可申請を行うものとする。  
最終原稿提出時、著作権譲渡同意書を代表者が自筆署名し、原稿と共に提出する。

### VIII. 規程の改正

本規程の改正は、理事会の議を経て決定するものとする。

附則

- この規定は、日本看護歴史学会機関誌編集規定（最終改正 2004.1）並びに日本看護歴史学会誌投稿規定（最終改正 2004.1）を統一したものであり、2008 年 8 月から施行するものとする。
- この規定は 2019 年に一部改正したものであり、2019 年 5 月 1 日より施行するものとする。